必ず結果が出ます!

英文契約書講座のご案内

English Contracts

本講座は法務担当者向けではなく、国際的な営業活動をサポートするための知見・注意事項などをまとめた現場担当者向けの内容です
判断を会社の法務部に丸投げしたり、法律家に対応を委ねるのではなく、自分自身でリスクやメリットについて理解した上で、
あらためて専門家に適切なチェックをお願いできるスキルを身に付けましょう

Point 特徴1

交渉経験者が教える、「生きた」英文契約書講座

50 社を超える海外企業と実際に契約交渉を経験した講師 が、基礎から実践まで指導いたします。また、いただいた質問にはメールで回答いたします。

Point 特徴2

わかりやすいテキストと導入 DVD

各セッションに入る前に、学習のポイントを DVD で確認できるほか、テキストもできるだけ専門用語を使わず初めて契約書に触れる方もわかりやすい内容です。

Point 特徴3

入門編から実践編まで段階ごとのカリキュラム

入門編では、日本の国内契約との違いに始まり、用語や構成についての細かい講義で、段階的に知識を身に付けられます。

◆国内法と異なる気をつけるべき法律用語や言い回しなどポイントを押さえた内容で、「急に英語の契約書を交わすことになってしまった」という時にも、あわてずに対応できる素養を身に付けることができます
◆課題提出や理解度チェックなど、初心者でも段階的に理解できる工夫やサポートが豊富な講座です

Point 特徴4

課題提出＆添削、理解度チェックと資格取得で、さらなる自信がつきます

講座の最中には課題を３回提出いただき、入門編修了後には理解度チェックを行います。
後日成績判定がなされ、分析シートをお送りいたします。実践編まで修了すると、一般社団法人日本人財開発協会認定の資格をご自宅で受験できます

なぜ「英文契約書」のスキルを学ぶ必要があるの？

〔1〕「決めなかった事は後で誠実に話し合いましょう」という文化がない!?

・国内の契約書では「本契約に定めのない事項は別途協議して解決するものとする」といった、何かトラブルが起きたら話し合って円満に解決しましょうね、という項目が設けられていることがほとんどです
・しかし国際取引では、信頼関係が壊れ、紛争が生じた場合を想定しているため、全てのトラブルへの対処法を契約条項として盛り込みます。複雑になりボリュームも多くなるため、内容を充分に読み解くスキルが必要です

〔2〕トラブルが起きても日本の法律では解決できない!?

・契約書に取り決めが無かった事項について問題が起きた場合、日本と相手国、どちらの法律で解決に導くのでしょう？契約書の中では使用する法律（準拠法）を定める項目があり、相手国の法律で解決する旨の記載があれば、その国の法律についての知識が必要になります
・準拠法がアメリカやイギリスの法律（英米法）であった場合、日本の法律とは基本的な法体系が異なります。解釈の誤りや読み違いを起こさないよう注意する必要があります

難しい専門書から学ぶのとは違い、契約書の読み書き経験ゼロだったマーケティングアライアンス担当者が実体験に基づき、わかりやすくテキストを作っています！

講師：岡村佐登子　上智大学卒業　シアトル州立大学 MBA 取得

後日成績判定がなされ、分析シートをお送りいたします。次のステップにはそれから進み実践編まで修了すると、一般団法人日本人財開発協会（ホームページ　http//:jhda.org ）認定の資格をご自宅で受験できます。

発行元　株式会社ボヌールコンサルティング
住所　〒150-0002　東京都渋谷区渋谷３丁目１番９号 Yazawa ビル４階 C+内
TEL　03-5843-9365
WEB　http://sachicale.bonheur.co.jp

さちカレ